

経済産業省
貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課
係長 杉浦 寛 様

2020年11月6日
安全保障貿易情報センター
材料加工専門委員会 工作機械分科会
事務局 片岡 稔

「オーバーホールと分解修理の貿易外省令の適用について」

平素はいつも大変お世話になっております。
さて、オーバーホールと分解修理につきまして、貿易外省令が適用可能かにつきまして下記の通り
ご相談申し上げたくお願い申し上げます。

1. 法令のまとめ

- 1) 許可不要な技術として、下記があげられています。

貿易外省令第9条2項第十二号、

「貨物の輸出に付随して提供される使用に係わる技術(プログラム及び経済産業大臣が告示
で定めるものは除く。)であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小
限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引。

ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係わる技術の提供については、次のいずれかに該
当するものを除く。

イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術で会って、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であって、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの」

- 2) 役務通達では、「使用の技術」として下記が規定されています。

役務通達 1. (3) オ

「使用とは、操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修
理を言う。」

2. ご確認依頼事項

上記の法令に従い、下記の運用上の解釈で問題ないか、ご確認いただきたくお願い申し上げま
す。

- 1) 「オーバーホール」と「分解修理」について、貿易外省令第9条2項第十二号が適用できる。
2) ただし、イ～ハの技術が含まれない場合に限る。

以上